

キャラクターにおける著作権法の類似性の判断基準

中矢 圭

近年、キャラクターの類似性が争われる事件が話題となった。

キャラクターは様々な法律で保護されているが、中でも無方式主義で保護期間が最も長い著作権法はキャラクター保護において重要な法律である。そのため著作権法におけるキャラクターの類似性の判断基準について検討することは、キャラクターの自由な創作と適切な保護を両立するために重要なことである。よって本研究ではキャラクターの類似性の判断基準の現状と課題について検討し、改善案を考察した。

まずキャラクターの類似性が争われた裁判では、対象とした7件中5件の侵害が否定された。なお同じ絵画的表現である絵画・イラストの類似性が争われた裁判では対象とした9件中8件の侵害が肯定された。このようにキャラクターと絵画・イラストで裁判結果に違いが生じる理由は、絵画・イラストの表現は写実的で複雑なものが多いのに対し、キャラクターは簡略化した表現であり似通ってしまう可能性が高いため、強い保護を与えキャラクターの表現の規制になることを危惧しているからではないかと考えた。またキャラクター・絵画・イラストの類似性の判断基準は共通しており、著作権法の保護対象である、アイデアを具体的かつ創作的に表現しているか否か、その著作物の本質的な特徴が読み取れるか否かを判断基準としている。そのため擬人化したものの多いキャラクターの類似性を判断する際に、単なる擬人化という、著作権法の保護対象ではないアイデアを保護せず、キャラクターの自由な創作を保守していると評価できる。しかし共通点がアイデアであるか否かに注視しすぎた場合、博士イラスト事件のように一見類似していると思われるキャラクターでも著作権法によって保護されない可能性も孕んでいる。

この問題を改善するためには、キャラクターの表現がアイデアを組み合わせることで、本質的な特徴を看取できるものになっているかどうかで類似性を判断することが求められるように思われる。平凡な部分の組み合わせから創作的な表現が生成されることを認め、全体として類似しているかを判断することで、単に共通点がアイデアであるかを判断するよりもさらに検討が深まり、キャラクターの保護につながるのではないかと。また類似性を判断する際には、一般市民の視点を導入することも有用性があるものと思われる。専門知識のない一般市民が、共通点がアイデアかどうかではなく全体の表現から純粹に類似性を判断すれば、博士イラスト事件のように酷似しているが共通点がアイデアの範疇であると侵害が肯定されなかったキャラクターを保護することが期待される。このような類似性の判断基準を設けることでキャラクターの保護の範囲を高めて、従来の類似性の判断基準と合わせてキャラクターの自由な創作と保護がより両立して行われることを期待したい。

(指導教員 村井麻衣子)